平成２７年（フ）第２０９号
神奈川県厚木市みはる野２丁目32番21号
債務者　森　　祐輔
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２５５号
北九州市若松区大字払川723番地３　グランシャリオＡ102
債務者　豊川　誠志
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５１号
山口市黒川1121番地８　メゾンＦ102号、前住所山口市黒川2318番地10
債務者　砂川　優子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６５６号
名古屋市南区七条町１丁目２番地の６　イーグル５　201号
債務者　藤高　果織（旧姓矢石）
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３７号
名古屋市名東区松井町260番地　アイリス松井203号
債務者　瀧澤　忠彦
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０号
山口県周南市城ヶ丘１丁目３番４号　カトレア城ヶ丘101号、前住所山口県周南市城ヶ丘５丁目１番11号　ハイツなえし201号
債務者　大林　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６０３号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字利兵衛裏35番地２
債務者　太田　正和
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９号
盛岡市上堂３丁目６番20号
債務者　大沼　和昭
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８２号
盛岡市東安庭３丁目９番９号　メゾンアイチ203号、前住所盛岡市仙北３丁目19番８号、前々住所盛岡市仙北３丁目19番４号　フジハイツ23号
債務者　菅原　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３１号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木151番地　Ｆ棟、前住所福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南37番地の３　シティハウス302号
債務者　菅　　夏江
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
愛知県一宮市明地字鞆浦35番地
債務者　安田　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１５２号
愛知県一宮市馬見塚字長畑43番地
債務者　池田　　進
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１５６号
愛知県一宮市萩原町串作1481番地
債務者　加藤　良一
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１５７号
愛知県一宮市萩原町串作1481番地
債務者　加藤スズエ
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２７号
兵庫県小野市上本町158番地の19　近都荘１号棟101
債務者　田中　裕一
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
神戸地方裁判所社支部